

平成30年度

第1回

区長会資料

(本編)

と き 平成30年4月9日(月)
午後6時30分から
ところ 八頭町中央公民館

日 程

1. 開 会

午後 6 : 3 0

2. 町長あいさつ

3. 議会議長あいさつ

4. 各課長による所管事項の説明

5. 質 疑

6. 閉 会

午後 8 : 3 0

(予定)

目 次

総務課	P 1
税務課	P 2
地方創生室	P 3
企画課	P 4
人権推進課	P 5
男女共同参画センター	P 6
町民課	P 7
福祉課（福祉事務所）	P 8
保健課（郡家保健センター内）	P 9
産業観光課	P 10
建設課	P 11
上下水道課	P 12
地籍調査課	P 13
教育委員会	P 14
議会事務局	P 15
農業委員会	P 16
八頭町社会福祉協議会	P 17
八頭町行政機構図	P 18

総 務 課

本 庁 総 務 課 TEL 76-0201 FAX 73-0147
防 災 室 TEL 76-0203
船 岡 住 民 課 TEL 72-0044 FAX 73-0290
八 東 住 民 課 TEL 84-1222 FAX 84-2818

1. 区長関係について

- ①区長会について（原則年2回とします。）
全体：4月9日、11月下旬頃（予定）
- ②平成30年度区長報酬（手当）について
均等割額 12,000円 世帯割額（1世帯当り）800円
- ③区長文書について【区長会資料（資料編）P3】
原則として月1回（月末ごろ）発送いたします。
- ④行政懇談会の開催について
町内14会場で、行政懇談会を開催します。皆様のご出席をお願いします。

2. 各種補助制度について【区長会資料（資料編）P4～P11】

3. 平成30年度予算の概要について【区長会資料（資料編）P12～P13】

4. 選挙関係について

八頭町長選挙（5月17日任期満了）…18歳以上の方が有権者となります。
*投票日：4月29日（日）午前7時から午後7時まで

5. 防災関係について

各集落に集落支援職員を配置し防災訓練による防災体制を推進します。
集落支援職員については、決定次第に後日連絡します。
8月26日（日）防災訓練を実施します。（八頭町防災の日9月1日）

【区長会資料（資料編）P14】

6. 災害時における支え愛地域づくりについて

- ①平成30年度支え愛地域づくり推進事業補助金の募集について
支え愛マップづくりを通して、要配慮者に対する災害時の避難支援等の仕組みづくり（見守り体制づくり）に要する経費を補助します。
【区長会資料（資料編）P11】
- ②災害時要支援者登録台帳の引継ぎについて
集落役員の改選により区長さんが交代される際には、災害時要支援者登録台帳の引継ぎをお願いします。
【区長会資料（資料編）P15】

7. その他

- ①町の防災無線設備を使って放送を行う場合は、集落名を言ってから放送をお願いします。
- ②地縁団体の結成促進及び変更届出をお願いします。（H30.4.1）現在 33団体
- ③交通安全教室の開催を要望される集落は、防災室へ連絡をお願いします。
- ④平成30年度の主な年間行事予定【区長会資料（資料編）P23】

税 務 課

本 庁 税 務 課 TEL 76-0204

1. 納税通知書の送付について

町税の納税通知書は、全て郵送いたします。また、各税目の納期限を下記のとおりです。

平成30年度 町税の月別納期一覧表

区 分	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
固定資産税		① 月末		② 月末					③ 26日		④ 月末	
軽自動車税	全 月末											
町 県 民 税			① 月末		② 月末		③ 月末			④ 月末		
国民健康保険税			① 月末	② 月末	③ 月末	④ 月末	⑤ 月末	⑥ 月末	⑦ 26日	⑧ 月末		

※納期限(月末)が土・日曜日、休日などの場合は翌日又は翌々日となります。

※納税につきましては便利な口座振替をご利用ください。

2. 町税の納付について

○コンビニエンスストアでの納付について

町税の納付については、役場の窓口、銀行、農協、信用金庫、郵便局等で納付いただいておりますが、昨年度からコンビニエンスストアでも納付ができるようになりましたのでご利用ください。なお、一納付書30万円以上の税額については、ご利用いただけませんので、ご注意ください。

○口座振替の推進について

町税の納付には口座振替がご利用いただけます。納税は便利で確実な口座振替をご利用ください。

地 方 創 生 室

本 庁 地方創生室 TEL 76-0213

1. 八頭町人口ビジョン・八頭町総合戦略について

八頭町では、2060年の目標人口を12,000人とする「八頭町人口ビジョン」及び平成27年度から平成31年度までの今後5か年の政策目標や施策の基本的方向性、主な施策を示した「八頭町総合戦略」を策定しました。

これまでの実績を踏まえ、見直しを行いつつ、地方創生に向けて、住民・行政が協働してまちづくりに取り組みます。

2. 隼Lab. (はやぶさらぼ) の取組みについて

総合戦略に基づく重点取組事項として、隼小学校跡を、企業や起業家のビジネス拠点・地域のコミュニティ拠点「隼Lab. (はやぶさらぼ)」が昨年12月にオープンしました。

ビジネス拠点としての利用のほか、カフェやイベントスペース利用も可能ですので、幅広くご利用下さい。(問合先：(株)シーセブンハヤブサ：71-0581)

3. 空き家バンク・住宅リフォーム助成制度について

○ 移住・定住対策として、IJU ターン促進事業を実施しています。集落での受け入れの協力及び空き家バンク登録への協力をお願いします。

○ 移住・定住対策の更なる取組みとして、リフォーム助成制度により、住宅の新築・改修等に要する費用の一部を支援しています。活用を検討される方がいましたら、ご紹介願います。

【助成対象】 40歳以下の夫婦世帯、40歳以下の夫婦＋親世帯、
18歳以下の子供がいる世帯

【助成額】 50万円以上の工事費用の1/3 (上限30万円)

4. コミュニティ助成事業

※H31年度分(新たにご検討の場合は、8月までに相談してください。)

一般コミュニティ事業として、自治総合センターからの助成制度があります。集落公民館等の備品購入等の助成を希望される場合は、ご相談ください。

【助成額】 100万円～250万円

5. 魅力ある地域づくり推進事業補助金について

地域活性化につながる事業に取り組んでいただける個人、グループ、団体等の活動を支援するため、「魅力ある地域づくり推進事業補助金」を制定しています。

個人、グループ、団体等で「魅力ある地域づくり推進事業補助金」を活用して、事業に取り組んでみようと思われる方はご相談ください。(締切：4/27)

【助成額】 総事業費の8割以内とし、補助限度額は20万円

6. 消費生活専門相談員等による消費生活相談窓口の設置について

毎週木曜日に丹比地区公民館1階で、午前9時から午後4時まで開設しています。電話による相談も受け付けています。(電話 84-1230)

また、弁護士による無料の消費生活相談(要予約)を2カ月に1回行っていますので、ご利用ください。

企 画 課

本 庁 企 画 課 TEL 76-0212

1. 光ケーブルによるサービスについて

八頭町では全地域で、ケーブルテレビ及び光インターネットサービスが提供されています。ケーブルテレビでは、八頭町ニュースや議会中継など地域の情報などを放映しています。月額基本料金は税抜 700 円で、新築住宅限定で新規加入金無料キャンペーンを実施していますので、加入促進にご協力ください。

【加入申込又は問合せ先】

◇ケーブルテレビ・・・(株)全関西ケーブルテレビジョン

(TEL) 0120-968-138 [受付時間：平日の9:30～17:30]

◇光インターネット・・・NTT西日本

(TEL) 0120-931-968 [受付時間：平日の9:00～17:00]

*各集落の公民館にケーブルテレビを引かれる場合は、町の公共施設として、加入料金及び基本料金が無料です。但し、NHKの受信料金は必要となりますのでご注意ください。

2. タクシー利用助成制度について

65歳以上で乗用車の免許証をお持ちでない方、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方等に対して、タクシーの利用助成を行っています。利用には事前の登録が必要ですので、本人確認のできる保険証と、印鑑をご持参いただき、各庁舎で手続きをお願いします。

【補助金の額】

八頭町内 タクシー運賃の2/3の額

(最低個人負担 300円、最高個人負担額 1,000円です。)

3. 公共交通機関の利用について

*大江線・私都線を含む町営バス料金は一律100円ですので、買い物・通院等にご利用ください。

*若桜鉄道観光列車「昭和」の運行が3月4日から始まっていますので、ご利用をお願いします。

*若桜鉄道切符・町営バスの回数券は郡家駅「ぷらっとぴあ・やず」で販売していますのでご利用ください。

*若桜鉄道を利用される高校生の若桜鉄道区間の通学定期料金の半額を助成しますのでご利用ください。

4. 放置危険家屋について

長い間放置された老朽危険家屋が増加しています。町では危険な家屋として判定された場合、家屋の撤去に対する助成制度を設けています。助成金額は撤去費用の1/2で、上限は60万円となっています。

人 権 推 進 課

八東庁舎 人権推進課 TEL 84-1228

中央人権啓発センター TEL 84-3496

船岡人権啓発センター TEL 73-0030

郡家人権啓発センター TEL 72-2672

1. 人権教育の推進について

①各地区人権教育推進委員会（郡家地域7・船岡地域4・八東地域3）主催による人権問題学習会等の事業に多くの皆様方にご参加いただきますよう、呼び掛けをお願いします。

②町人権尊重のまちづくり講演会（7月上旬（日）（予定））、町部落解放研究集会（12月上旬（日）（予定））等へのご参加をお願いします。

2. 人権啓発センターの事業等について

○人権施策の一層の推進を図るため、中央人権啓発センターを中心に福祉の向上や人権啓発のための住民交流の拠点となる施設として、啓発、広報活動や相談事業等、周辺地域と一体となった活動を展開します。皆様の積極的なご活用をお願いします。

○人権問題講座（各地域3回、合計9回）を計画していますので、ご参加をお願いします。

○英語教室、書道教室、生花教室など地域交流事業を実施していますので、ご参加をお願いします。

○人権に関わる相談事業を実施していますので、ご利用をお願いします。

3. 解放文化祭の実施について

○八東地域： 7月14日（土）～15日（日）（予定）

○船岡地域： 10月27日（土）～28日（日）（予定）

○郡家地域： 11月24日（土）～25日（日）（予定）

4. 各種相談について

人権相談（人権推進課）・行政相談（企画課）

原則 毎月第2水曜日（中央公民館・船岡地区公民館・丹比地区公民館）

開設時間：13：30～16：00

5. 八頭町団体育成事業助成制度について

町内の自治会組織や各種団体等が行う人権啓発・教育を目的とした研修や講演会などに必要な講師料を助成する制度です。詳しくは人権推進課までお問い合わせください。

男女共同参画センター

八頭町徳丸 578-1

TEL 84-2361 FAX 84-2362

1. 男女共同参画センターについて

①学習及び啓発

- ・「男女共同参画フェスティバル」の開催・11月11日（日）（予定）
- ・「第3次男女共同参画プラン」を策定し、このプランに基づき事業を展開しています。
- ・各種講座を実施しますので参加をお願いします。
- ・各組織での研修会等において「男女共同参画出前講座」を実施しますので、ご利用をお願いします。
- ・毎月広報やずへ「4コマ漫画」を掲載していますのでご覧ください。
- ・「男女共同参画かるた」及び「子育てかるた」の貸出を行っています。各種団体活動等で活用をお願いします。

②人材育成

研修会等への参加により男女共同参画リーダー養成を行っています。

③情報の収集・提供

関連図書・DVDやの絵本の貸出を行っていますのでご活用ください。

④相談事業

- ・弁護士による『なんでも相談』を行っていますのでご利用ください。
（偶数月の第1金曜日 13:30～16:30
1人45分以内 4名 予約制）
- ・女性に対する暴力相談窓口を設置しています。（受付は随時）

⑤団体の活動支援

登録団体の活動支援を行っていますので、積極的な登録をお願いします。

2. 集落における男女共同参画の推進について

役員等への積極的な女性の登用による女性の声を村づくりに生かす体制づくりを推進しています。積極的な女性の登用をよろしくをお願いします。

町 民 課

本 庁 町民課 TEL 76-0205
76-0211

1. 環境衛生事業について

- ① 「家庭ごみの分別と出し方手引き」に基づき、今後ともごみの分別と減量化にご協力をお願いします。
- ② 「八頭町美しい町づくり条例」を平成21年4月1日から施行しています。
ごみのポイ捨てのない、美しい八頭町にするため看板設置やパトロールを行います。
- ③ 適正処理困難廃棄物の回収斡旋を行います。(11月)

【区長会資料(資料編) P16】

- ④ 集落ごみステーション等整備に対する補助制度を延長いたしましたのでご利用ください。現在のごみステーションの移転、修繕等を対象としています。補助金の終期は平成31年3月31日までです。

【区長会資料(資料編) P17】

- ⑤ 生ごみの分別回収による液肥への取り組みについて
町ではごみの減量化を進め、資源を有効にリサイクルするため、各家庭から出る生ごみを回収しリサイクルする事業を推進しています。実施をご検討いただける集落がありましたらご連絡ください。

【区長会資料(資料編) P18～P19】

- ⑥ コンポストの購入補助

生ごみのリサイクルを推進するため、コンポストの購入に対して助成しています。

- ⑦ 家庭用パソコンの廃棄について

従来は、個人が家電販売店等に引き取ってもらったり、メーカーに回収依頼して処分していただいていたましたが、平成29年4月より50センチ未満のパソコンは「小型破碎ごみ」として出せるようになりました。50センチ以上の家庭用パソコンについては、従来どおり家電販売店等やメーカーを通しての処分をお願いします。

2. 社会を明るくする運動の協力募金について

犯罪や非行のない明るい社会づくりを推進するため、募金(1世帯当り50円)のご協力をお願いします。(7月)

※募金事業につきましては強制ではありませんので、集落、各家庭の状況に合わせていただき、ご協力をお願いします。

3. 猫の不妊去勢手術費補助金

事前に町に申請を行い、飼い主のいない猫の不妊去勢手術を行う個人・団体に対して、手術に要する経費の1頭あたり最大1万円補助を行う制度が今年度より始まりました。動物愛護や地域環境の保全を図る等の方法の一つとして制度の利用をご検討ください。

福祉課（福祉事務所）

生活支援係 TEL 72-3581 母子父子支援係 TEL 72-3583

障がい福祉係 TEL 72-3590 地域福祉係 TEL 72-3586

○生活支援について

①生活保護の実施 ②生活困窮者自立支援（委託事業）ほか

※町社協に委託して実施している「生活困窮者自立相談支援事業」の窓口の名称が平成30年4月から福祉相談支援センター「ほっと」（愛称）に変わりました。（旧：福祉総合相談窓口）生活上の様々な悩み、例えば「なかなか就労できない」「ほとんど外に出ず、ひきこもり続けている」「借金や滞納が増えて生活が苦しい」「病気治療が必要だが経済的な事情等で受診しておらず、この先不安」といった悩みを抱えている方に相談員が寄添って支援をしていきます。

○母子父子支援について

①助産施設・母子生活支援施設への入所措置 ②ひとり親家庭の子どもの学習支援

③児童扶養手当ほか

○障がい福祉について

①障がい福祉サービス支援事業、障害者手帳等の各種申請及び相談ほか

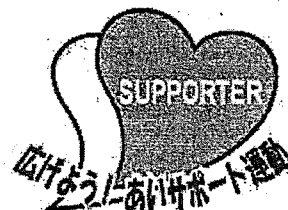
平成28年4月『障害者差別解消法』が施行されました。

「障がいのある人もない人も共に暮らせる社会」をめざした取り組みが始まっています。

平成29年9月 鳥取県は『あいサポート条例』を制定しました。

「障がいを知り、共に生きる、地域共生社会」をめざして、障がい者に対する理解を促進し、障がい者の自立と社会参加を推進するために県民、事業者、行政が共に協力していくことを定めた条例です。

町では、障害者差別解消法の施行、あいサポート条例の制定を踏まえた「あいサポート運動」（あいサポーター研修等）の推進に取り組んでいきます。自治会や各種団体等の研修で、積極的に取り組んでいただきますようご協力をお願いします。



○地域福祉の推進について

①地域福祉組織の立上げ・活動拠点の整備について

町地域福祉計画に基づき、平成24年度より概ね旧小学校区を単位とする地域の福祉組織（まちづくり委員会）の立ち上げと活動拠点の整備を推進しています。現在14地区中9地区で立ち上がり、それぞれの地区の特性を活かした福祉活動が行われています。平成30年度を始期とする第2期地域福祉計画でも全地区での立上げを目標に推進していきます。【区長会資料（資料編）P20】

【まちづくり委員会設立経過】

平成24年度 (モデル地区)	8月 安部地区
	9月 上私都地区、済美地区
平成25年度	2月 大江地区
	9月 東郡家地区
平成26年度	10月 下私都地区
	12月 大御門地区
平成27年度	7月 中私都地区
平成28年度	10月 隼地区

【未設置】

国中地区、西郡家地区
船岡地区
八東地区、丹比地区

保 健 課 (郡家保健センター内)

保健課 保 健 係 (代) TEL 72-3566
介護保険係 TEL 72-3555
地域包括支援センター TEL 72-3574

1. 健康づくり事業について

- (1) 6月より集団検診、巡回検診、医療機関検診を行います。がん検診受診券を5月下旬に各個人に郵送します。
- (2) 健康教室は、集落に医師、理学療法士、歯科衛生士など専門知識を持った講師や保健師、栄養士等が伺い、身体やこころの健康づくりに関する内容で開催します。各集落の健康づくり推進委員さんにも、検診の受診勧奨のほか、集落内での健康教室の開催をお願いしていますので、集落の年間事業として取り組んでいただきますようご協力をお願いします。
- (3) 保健センターで健康相談や医師等を招いての健康講座などを行っています。健康に関する知識や健康に過ごしていただく方法などをお伝えしています。お気軽にご利用ください。

2. 介護保険制度について

- (1) 日常生活において支援が必要になったり、認知症や寝たきり状態になったなど、介護保険サービスの利用が必要となったときは、要介護認定の申請を行ってください。申請窓口は、保健課介護保険係、船岡住民課、八東住民課です。
- (2) 介護予防教室対象者を把握するため、介護保険の認定を受けておられない高齢者の方を対象に健康状態のアンケートを実施する予定です。
- (3) 平成29年4月から介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）が始まりました。介護認定を受けなくても、基本チェックリストで事業該当者となれば「通所介護」「訪問介護」のみ利用可能となります。

3. 地域包括支援センターについて

- (1) 高齢者のみなさんの総合相談窓口です。介護予防、介護相談、権利擁護など、お気軽にご相談ください。
- (2) 認知症についての正しい知識・理解の普及、認知症の人やその家族を地域で見守り、支え合いをすすめていくことができるように、認知症サポーター養成講座を各集落や事業所等に出向き実施しています。
- (3) 認知症の早期発見や予防に向けて、希望される集落等を巡回し、認知症予防講話とタッチパネル式コンピューターを用いた「もの忘れチェック」を行っています。
- (4) 平成29年度より認知症初期集中支援チーム、認知症地域支援推進員を地域包括支援センター内に設置し、認知症の方への相談体制の充実を図っています。

産業観光課

本 庁 産業観光課 TEL 76-0208

関西事務所 公用携帯 090-1688-0308

FAX 06-6341-3972

1. 補助事業について

- ①農業用施設等整備費補助金（補助率 4/10、限度額 20 万円、工事費が 5 万円以上）
- ②起業家支援補助金（補助率 1/2、限度額：個人 75 万円、法人 150 万円）
- ③民泊開設支援事業補助金（補助率 1/2、限度額：個人 50 万円、1 集落で 5 戸以上 70 万円、対象：農林漁業者）

2. 八頭町農業公社について

- ①農地情報の提供 ②担い手間の連携 ③就農相談の窓口 ④研修受け入れ体制
- ⑤樹園地再生・継承 ⑥耕作放棄地再生 ⑦農地中間管理の窓口

3. 平成 30 年「緑の募金」運動について

- ① 期間(春期) 3月25日(日)～5月31日(木)
- ② 募金は、1 世帯当たり 200 円を目安としています。ご協力をお願いします。
- ③ 緑の募金事業で植樹を希望される集落は、ご相談ください。

4. 有害鳥獣被害対策について

一体となった被害対策に取り組む集落を支援しています。取り組みを希望される集落は、ご相談ください。

5. 公園施設の利用について

- ・姫路公園 4月29日(日)開園 *5月 3日(木)姫路公園まつり
- ・船岡竹林公園 3月 1日(木)開園 *4月30日(月)竹林まつり
- ・八東ふる里の森 4月29日(日)開園 *7月16日(月)ふる里の森まつり
- ★扇ノ山やま開き:姫路公園コース 5月27日(日)/ふる里の森コース 7月15日(日)

6. やずミニSL博物館「やずぼっぼ」について

3月1日(木)から開館(博物館:高校生以上200円、乗車体験100円)

7. 第14回きらめき祭について

- ① 期日 7月29日(日) ② 会場《郡家運動場》

8. 八頭町マルシェ2018について

- ① 期日 10月21日(日) ② 会場 《八東総合運動公園》

9. 地域商店の振興について

地域の商店をみんなで利用し、地域振興にご協力ください。

10. 郡家駅コミュニティ施設(ぶらっとびあ・やず)の利活用について

多目的交流スペースの利活用をお願いします。(個人、団体、グループ等)

★駅なか寄席:5月5日(土)[八頭町観光大使:桂 三風さん他]

11. 八頭町関西事務所について

販路開拓、UI ターン相談、就労支援、誘客等行っていますので、お気軽にご相談ください。

*八頭町マスコットキャラクター「やずびょん」をよろしくお願いいたします。



建設課

本 庁 建設課 TEL 76-0206

1. 町道の改良、舗装、補修事業について

補修等の必要な箇所がありましたら、ご連絡ください。

2. 町道の占用等について

道路占用、境界の立会、形状変更等を行う場合には申請をお願いします。

3. 法定外公共物の管理について

赤線（里道）・青線（水路）占用、境界の立会、形状変更等を行う場合には申請をお願いします。

4. 災害復旧事業について

- | | | | |
|-------------|-------|-------|----------|
| ○農地農業用施設災害 | 採択基準 | 国の査定額 | 1件40万円以上 |
| （田・畑、農業用施設） | 地元負担金 | 最高5% | |
| ○公共土木災害 | 採択基準 | 国の査定額 | 1件60万円以上 |
| （町道、小河川） | 地元負担金 | なし | |

5. 町営住宅・県営住宅の入居について

空き住宅ができましたら、広報、防災行政無線でお知らせします。

6. 八東川河川公園（水辺プラザ）の利用について

- ①グラウンド・ゴルフ場は4コース（全32ホール）あります。
（日本グラウンド・ゴルフ協会の認定コース）
 - ・会員証（1年・半年・1月）及び1日券の発行は、本庁建設課、各庁舎住民課で扱っています。（土、日、祝日は本庁舎の当直員で対応します。）
 - ・施設の予約（団体等の貸切は、2コース・100名程度～）は建設課へ
- ②その他施設 スケート・パーク場、多目的広場（芝生）があります。

7. 国、県の事業の促進について

- ①国道及び県道の改良事業、河川改修事業、砂防事業の促進について協力をお願いします。
- ②急傾斜地崩壊対策事業の促進について協力をお願いします。
（受益対象戸数5戸以上、事業費の0.25%の受益者負担金が必要です。）

8. クリーンクリーン作戦について

8月5日（日）統一日 町道等の清掃ほか

上 下 水 道 課

船岡庁舎 上下水道課 TEL 72-3973
FAX 73-0290

1. 簡易水道について

- ①水道メーター検針は、毎月1日～10日の間に実施しています。
定期的な宅地内の漏水チェックをお願いします。
宅地内での漏水は、料金が発生します。漏水を発見し、修繕されたら水道使用料減免申請書の提出をお願いします。
- ②防火訓練などで消火栓を使用される場合、事前に届出をお願いします。
- ③道路などで漏水の疑いのある箇所を発見されたらお知らせください。
水道管破裂等により、急な断水となる場合があります。ご協力をお願いします。

2. 下水道について

- ①家庭のトイレや宅内マスに、タオル・雑巾・下着・生理用品や油類・農薬容器の洗浄液など流さないようにお願いします。
- ②下水道への早期接続を推進していますので、ご協力をお願いします。
- ③合併処理浄化槽の設置希望者の方は12月末までに申し込みください。
(農業集落排水や公共下水道処理区域外が対象です。)
- ④高齢者福祉施設等の入所者を対象に下水道使用料減免制度があります。
(施設入所の証明書等を添付して、申請をお願いします。)

3. その他

- ①漏水修繕など水道関連の工事や下水道管の点検・清掃など宅内工事をされる場合は、八頭町指定の工事店にご依頼ください。
- ②世帯単位で転出、転入、転居されるときは届出をお願いします。

地 籍 調 査 課

船岡庁舎 地籍調査課 TEL 72-3154

FAX 73-0290

1. 平成30年度の調査等について

平成30年度に一筆地調査に着手する地区は、上津黒の一部1.79km²、落岩の一部1.46km²（郡家地域）、船岡殿の一部0.56km²、水口の一部1.32km²（船岡地域）、用呂の一部1.50km²（八東地域）で、全体調査面積は7.15km²、筆数は1,769筆を予定しています。調査地区に土地をお持ちの方々には、あらためて案内をします。

平成30年度一筆調査着手地区

地域	着手年度	地区名	調査面積	筆数	備考
郡家	H30	上津黒の一部	1.79km ²	364筆	直営
〃	〃	落岩の一部	1.46km ²	303筆	直営
船岡	〃	船岡殿の一部	0.56km ²	261筆	直営
〃	〃	水口の一部	1.32km ²	368筆	直営
八東	〃	用呂の一部	1.50km ²	404筆	委託
計			6.63km ²	1,700筆	

※平成27年度までに実施した、覚王寺、明辺の一部（郡家地域）、船岡、破岩及び坂田の一部（船岡地域）皆原、南及び島の各一部（八東地域）については、平成29年12月に法務局へ送付しました。平成28年度に実施した市場、覚王寺、明辺の各一部（郡家地域）、坂田の一部（船岡地域）及び日田の各一部（八東地域）については、認証請求中です。平成29年度に実施した明辺、落岩、上津黒の各一部（郡家地域）、船岡殿の一部（船岡地域）及び日田の一部（八東地域）については本年度仮閲覧を予定しています。

2. 山林境界保全実施助成事業（境界杭の支給）について

山林、原野（通称：山地）の地籍調査未実施区域について、後年実施予定である地籍調査の本調査時点において境界不明の発生を防ぐため、自主的に境界杭設置を実施される部落又は団体等を対象として境界杭の現物支給を行っています。

なお、設置した境界杭は本調査での境界杭と成り得ますので、一定の書類提出をお願いします。

3. 地籍調査に基づく土地情報データ交付について

地籍調査完了地区については、地積測量図、一筆図形、筆界点座標値、多角点網図座標値など土地情報データの交付は地籍調査課、税務課及び八東住民課で行っています。

受付窓口

- ・船岡庁舎 地籍調査課 TEL 72-3154
- ・本 庁 税 務 課 TEL 76-0204
- ・八東庁舎 八東住民課 TEL 84-1222

教 育 委 員 会

八東庁舎 学校教育課 TEL 84-1231
社会教育課 TEL 84-1232
FAX 84-1201
中央公民館 TEL 72-3113

1. 青少年健全育成運動について

- ①毎月8の付く日(8.18.28)を『やずっ子の日』として、あいさつ、声かけの町内一斉運動を展開していますので、各集落でもご協力ください。(あいさつは心と心をつなぐ架け橋)
- ②集落等の行事に子どもたちをできるだけ参加させ、地域との関わりを持たせてください。(特に、小学生・中学生・高校生)
- ③青パト(各地域ごとに週3回程度)を実施しています。子どもは地域の宝、子どもたちを地域で守り育てる機運を高めてください。

2. 体育行事への参加について

- ①町及び体育協会主催の各種スポーツ大会を実施しています。各集落、グループで積極的にご参加ください。【区長会資料(資料編)P21】
- ②第13回森下広一杯八頭町マラソン大会
期日 平成30年10月8日(体育の日)
会場 船岡小学校グラウンド(走路 陸連公認コース)

3. 図書館の利用について

郡家図書館、船岡図書館、八東図書館の利用をお願いします。図書利用者カードがあれば、どこからでも借りられますし、どこからでも返却できます。

図書館車でを行っている巡回サービスもお気軽にご利用ください。

なお、移動図書館車の巡回ステーション【区長会資料(資料編)P22】をご希望の場合は、区長さんを通じて各図書館までご連絡ください。

4. 公民館事業への参加について

中央公民館、9地区公民館(郡家東、郡家西、大江、済美、船岡、隼、丹比、八東、安部)で公民館事業、社会教育及び生涯学習活動を実施しています。地域の教育並びにコミュニティ活動の拠点として、お気軽にご利用ください。また、事業の要望等皆様の声を遠慮なくお聞かせください。

- ・中央公民館＝開館日：火曜日～日曜日(休館日は、月曜日)
- ・地区公民館＝開館日：火曜日、水曜日、金曜日(ただし、大江地区は土曜日)

5. 文化財に関する助成について

麒麟獅子舞など伝統芸能の用具の修繕及び指定文化財の保護・管理に対して助成制度がありますので、お気軽にご相談ください。

6. 花と緑の町づくり事業

花苗の斡旋・・・花苗1株当たり35円で配布(町補助25円、株単価60円)

春 6月1日(金)事業所配布、6月2日(土)集落配布予定。

品種 マリーゴールド、サルビア、ペチュニア、ベゴニアの4種類

秋 11月9日(金)事業所配布、11月10日(土)集落配布予定。

品種 パンジー、ビオラの2種類

議 会 事 務 局

船岡庁舎 議会事務局 TEL 72-3975

FAX 72-2641

1. 定例会と臨時会について

①定例会は年に4回(3、6、9、12月)開催します。

日程は防災行政無線・議会だより・八頭町ホームページでお知らせしています。

一般質問通告書は八頭町ホームページに会期中掲載しています。

②臨時会は必要に応じて開催します。

2. 本会議・委員会・全員協議会の傍聴について

①本会議はどなたでも傍聴できます。議場入り口で、住所・氏名を記載していただくだけで傍聴できます。傍聴席は25席で先着順です。

②委員会・全員協議会は公開を原則としています。事前に議会事務局にお問い合わせください。

③定例会本会議はケーブルテレビで生放送しています。また、一般質問は定例会翌月に再放送しています。

3. 請願と陳情について

①請願・陳情は、町政などについて直接議会に要望する制度です。

②請願については議員の紹介が必要です。

③議会に提出された請願書、陳情書は委員会などで審査し、本会議で採択されたものは町長や各執行機関に送り、実現に向け努力するよう求めます。

4. 議会だよりについて

町民の皆様に、議会の活動をより深く知っていただくため、議会だよりを年4回発行しています。発行後、八頭町ホームページに掲載しています。

5. 会議録の閲覧について

①議会事務局、各庁舎の町民ホール、図書館で閲覧できます。

②八頭町ホームページ「会議録検索システム」で閲覧できます。

農 業 委 員 会

本 庁 農業委員会事務局 TEL 76-0207
FAX 76-0217

1. 農地の利用状況調査について

農業委員会では、毎年1回、農地の利用状況について調査を行います。

これは、耕作されていない農地の状況を確認し、その農地について利用できる方を探したり、他の用途に変更できないかといった農地の遊休化防止のための施策を計画する基となる調査です。

今年も、7月から9月にかけて農地利用最適化推進委員と農業委員が、担当区域の耕作状況の確認を行いますので、ご理解とご協力をお願いします。

2. 農業委員会への申請について

農地を宅地や駐車場、山林、墓地など農地以外に転用する場合は、県知事の許可が必要です。

また、農地の売買や贈与などにより所有権を移転する場合や農地を貸し借りする場合は、農業委員会の許可が必要です。

農地に関する申請書は、毎月20日までに農業委員会に提出をお願いします。翌月の10日を基準に開催する定例の農業委員会で審議します。

3. 農作業標準賃金について

平成30年度適用の農作業標準賃金表は、広報やず4月号と合わせて送付していますので、参考にしてください。

4. 農地賃借料情報について

平成29年1月から12月までの1年間に締結(公告)された農地の賃貸借、使用貸借について、農地法第52条に基づき下記のとおり情報提供を行っていますので、農地の賃借料を決定する際の参考にしてください。

(広報2月号に掲載)

地域名	(年間10a当り)				使用貸借
	平均額(円)	最高額(円)	最低額(円)	データ数(件)	データ数(件)
郡 家	6,000	57,900	600	461	36
船 岡	4,900	5,000	2,900	47	9
八 東	5,700	15,000	3,000	101	86
八頭町平均	5,900			609	131

※「データ数」は、集計に用いた筆毎の契約数です。

※平均額は、算出結果を四捨五入し100円単位としています。

※使用貸借とは、農地を無償で借りて使用することです。

農地を貸したい方、借りたい方、その他農地についての相談は、
農業委員会事務局にご連絡をお願いします。

八頭町社会福祉協議会

電 話 本所 72-6210 船岡 73-0672 八東 84-2210

FAX 本所 72-2793 船岡 72-6122 八東 84-2227

1. こだまネットワークについて

住み慣れた地域で、安心して暮らせる町づくりを目指して、独居、高齢者世帯、障がい者の方など見守りが必要な方を集落で支えていくネットワークの充実を図ります。

2. ふれあいサロンについて

地域の「仲間づくり」、「交流」を目的とするサロンを、各集落に立ち上げをお願いし、地域における住民の方々の輪を広げ、高齢者の支え合いの場所づくりとなるように推進を図ります。

3. 福祉相談支援事業

自立相談支援事業として、経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者（生活困窮者）に、就労の支援・その他の自立に関する問題について、町と連携を図りながら相談支援事業として取り組んでいます。

4. 災害時における支え愛地域づくり推進事業について

(1) 災害時要支援者対策促進事業（※新規 50,000 円以内）

自治体などの住民組織が主体となって「支え愛マップ」を作成し、そこで得られた情報をもとに、支援対象者の特性に応じた個別避難訓練の実施や支援の必要な方の見守り、災害時の避難支援にかかる研修会の実施など住民が主体となって災害時に支援の必要な方の安全安心につながる活動に対して支援する事業です。

(2) 災害時要支援者対策ステップアップ事業（※（1）の事業終了が対象 100,000 円以内）

作成した支え愛マップから抽出した避難支援に係る課題を住民主体の「地域支え愛会議」で話し合い、その課題解決に向けた新たな取り組みを行う住民組織を支援する事業です。

(3) 災害時要支援者対策モデル事業（100,000 円以内）

支え愛マップづくりの推進とともに、災害発生時に身近な場所に「支え愛避難所」を立ち上げ、運営の手本となる地区（モデル地区）を増やすことにより、災害時の要支援者への支援をはじめとした、誰もが身近な地域で安全安心に暮らすための支え愛体制の充実を支援する事業です。

5. 社会福祉協議会の会員会費について（お願い）

社会福祉協議会は、地域の皆様に支えられた福祉団体です。地域の皆様に会員となっていていただき、ご意見、ご要望をお聞きしながら事業を展開し、誰もが安心して暮らすことができる町づくりに取り組みます。

住民の皆さまに、地域福祉事業に参加、ご支援をいただくための会員制度でありますので、ご賛同をいただきますようご協力をお願いします。（7月 会費／1世帯 1,000 円）

6. 赤い羽根共同募金事業について

赤い羽根共同募金事業は、10月～12月（1世帯 1,000 円）、歳末たすけあい募金事業は、12月（1世帯 300 円）に、募金事業をおこないますのでご協力をお願いします。

なお、募金は、事業に合わせた計画募金ですので、目標額を設定しております。強制ではありませんが、集落、各家庭の状況に合わせていただき、ご協力をお願いします。

行政組織図

本庁舎

2F 建設課 76-0206
産業観光課 76-0208
農業委員会事務局
76-0207
地方創生室 76-0213
企画課 76-0212
若桜鉄道運行対策室

関西事務所 (090-1688-0308)

1F 出納室 76-0202
総務課 76-0201(代表)
(選挙管理委員会事務局)
防災室 76-0203
税務課 76-0204
町民課 76-0205
76-0211

郡家東保育所 72-5000
郡家保育所 72-3123
国中保育所 72-3137
船岡保育所 72-6400
安部保育所 84-3241
八東保育所 84-2323
丹比保育所 84-2360
子育て支援センター 72-3345

郡家保健センター

保健課 72-3566
地域包括支援センター
72-3574
福祉課 72-3581
(福祉事務所 72-3581)

男女共同参画センター
84-2361

船岡庁舎

3F 議会事務局 72-3975
(監査委員事務局)

1F 船岡住民課 72-0044(代表)
地籍調査課 72-3154
上下水道課 72-3973

八東庁舎

1F 八東住民課 84-1222(代表)
人権推進課 84-1228
教育委員会事務局
学校教育課 84-1231
社会教育課 84-1232

郡家人権啓発センター 72-2672

船岡人権啓発センター 73-0030

中央人権啓発センター 84-3496

学校給食共同調理場 72-0304

中央公民館 72-3113

郡家図書館 72-6660

船岡図書館 72-3970

八東図書館 84-6622

東市場児童館
上万代寺児童館
土師百井児童館
国中二区児童館

隼福児童館
新庄児童館
上野児童館

八東児童館 84-3497
下南児童館 84-2228

郡家東地区公民館 76-0335
郡家西地区公民館 76-0336
大江地区公民館 73-8838
済美地区公民館 72-0166
船岡地区公民館 72-0085
隼地区公民館 72-1611
安部地区公民館 84-3468
八東地区公民館 84-3001
丹比地区公民館 84-1251